

**「道路法施行令の一部を改正する政令案」に対する主な意見の概要とそれに対する
国土交通省の考え方について**

「道路上に設ける二輪自動車又は自転車の駐車の用に供する施設の占用物件への追加等」に対する意見と回答	
意見	回答
路上駐輪場以外の施設駐車場が優先されるように、自転車等駐車器具の許可基準として周辺の駐車施設の割合も基準に入れるべきである。	道路管理者は当該器具について占用許可をするにあたり、道路法第33条の規定により「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの」であるかどうかを判断することとなります。この判断においては、周辺の駐車施設についても勘案されるべきものであり、特段改めて政令に基準を設けることを要しません。
許可を与えた後の取消し基準を設けるべき。	占用許可を与えた後に当該許可に係る物件について占有者が違法な管理を行う場合には、道路法第71条第1項第1号の規定により道路管理者は当該許可を取消すことができることとされており、改めて政令において基準を設けることを要しません。
地域の実情に応じた弾力的な基準とするべき。	道路法施行令による道路の占用に係る基準は、全国一律の最低基準を定めたものであり、これと矛盾抵触するものは許可することはできないものです。
横断歩道橋の下などのデッドスペース等を有効利用して自転車等駐車器具を設け駐車場を確保できるようにすべき。	ご指摘のとおり、例えば、横断歩道橋の下などであって、道路の構造又は交通に著しい支障のない場所については、自転車等駐車器具を設け駐車場を整備できるよう措置したところ です(第11条の7第1項、第11条の8第1項)。
原動機付自転車についても対象とすべき。	ご指摘のとおり、原動機付自転車を明確に定義した上で、これを駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についても道路の占用許可に係る工作物、物件又は施設として新たに位置付けたところ です(第7条第8号)。
二輪自動車のみ駐車器具の設置も認めていくべきである。	ご指摘のとおり、二輪自動車を明確に定義した上で、これを駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についても道路の占用許可に係る工作物、物件又は施設として新たに位置付けたところ です(第7条第8号)。これにより、二輪自動車の駐車場の整備も可能となります。
歩道の幅員が確保されるのであれば数値で占用基準を縛るべきではない。	歩道の幅員を確保しつつ、歩行者等の安全で円滑な歩行を妨げない限度において占用を認めるべきであり、駐車器具を自転車等の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の歩道等の幅員の基準を設けることとしました(第11条の7第1項第2号、第11条の8第1項第2号)。

<p>占用料は無料とすべき。</p>	<p>地方公共団体が占用主体であれば、占用料は発生しませんが、それ以外の者であれば、他の物件と同様に所定の占用料を徴収することとなります。占用料の額は、他の占用物件の考え方を踏まえ、指定区間内の国道においては、占用面積1㎡1年につき近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額としました(政令別表において規定)。なお、地方公共団体においては、各条例において占用料の額を定めることとなります。</p>
<p>占用料は有料とすべき。無料とすべきというものの中には比較的安価であれば有料でもかまわないという意見や、周辺の駐車料金との関係において適正な占用料とすべきとの意見あり。</p>	<p>地方公共団体が占用主体であれば、占用料は発生しませんが、それ以外の者であれば、他の物件と同様に所定の占用料を徴収することとなります。占用料の額は、他の占用物件の考え方を踏まえ、指定区間内の国道においては、占用面積1㎡1年につき近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額としました(政令別表において規定)。なお、地方公共団体においては、各条例において占用料の額を定めることとなります。</p>
<p>二輪自動車用のパーキングチケット式などのパーキングスペースを設置できるようにすべき。</p>	<p>道路の占用の対象となるのは、工作物、物件又は施設であり、スペースの設置については道路の占用の対象とはなりません。</p>
<p>白線で囲った駐車場の整備をすべき</p>	<p>白線で囲っただけのものは、自転車等を整序等するなどの適切な管理がなされないおそれがあり、通行者の安全性の観点からも問題があると考えられるため、そのような駐車場の整備は考えていません。白線で囲っただけのものは、工作物、物件又は施設とはならず、道路の占用の許可の対象とはならないものと考えています。</p>

<p>「交差点等における歩行者の案内のための標識の設置」に対する意見と回答</p>	
<p>意見</p>	<p>回答</p>
<p>設置による視界の遮断が起るようなものは設置できないようにすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、交差点等の地上においては視認性の観点からの規制をすることが必要であり、当該地上に設けることになる工作物、物件又は施設の種類又は構造からみて、道路の構造又は交通に著しい支障のない場合についてのみ占用の許可をすることができることとしました(第10条第1号ハ)。</p>

<p>「路上自転車駐車場等の占用許可基準」に対する意見と回答</p>	
<p>意見</p>	<p>回答</p>
<p>四輪自動車、二輪自動車で共用できるような基準の策定をすべき。</p>	<p>四輪自動車のための駐車場を歩道等に設けることは、交通安全上及び道路の構造上問題があることなどから、今回の政令改正の対象とはされていません。したがって、共用できるような基準を策定することは考えていません。</p>
<p>設置場所について歩行者の安全性の確保が図られるようにすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分するために柵等を設けたり、自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなど構造上の基準を設けることとしています。</p>

<p>占用基準を満たせる民間団体であればだれでも設置できるようにすべき。</p>	<p>民間事業者であっても駐車器具を適切に管理すると認められる主体であり、かつ、許可の申請の内容が地元の地方公共団体等の意見を踏まえたものであり、占用基準を満たすものであれば、占用は可能です。</p>
<p>駐車スペースと車道の分離構造はできるだけ簡易な構造とするべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、車道から駐車できるような構造の場合には、出入りがしやすく、かつ接触事故等がないよう、柵等を設けることが必要と考えています。</p>
<p>歩道に設置する場合は、車いすや点字ラインに影響を及ぼさない場所とするべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、歩行者等が安全に通行できるよう、必要な幅員を確保することを政令において規定しているとともに、近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保するよう基準で定めることを考えています。</p>
<p>占用主体が当該自転車等駐車器具を適切に管理するよう対策を講ずるべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、占用主体として、駐車器具を適切に管理する能力を有すると認められる者に限ることとしており、また、適切に管理をするよう道路法第87条により、当該許可に条件を付すなどすることとしています。</p>
<p>有料で供用する場合は、周辺の違法駐輪対策を徹底すべき。</p>	<p>地元の地方公共団体、警察署、当該道路の道路管理者等が連携して駐輪対策を図るべきであると考えています。また、占用主体においても適切に対処すべきと考えています。</p>
<p>二輪自動車の料金の額については、必要となるスペースを勘案して道路上で稼働中のパーキングメーター利用料金の4分の1から8分の1にするべき。</p>	<p>利用料等を徴収する場合には、付近の駐輪場や駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものである必要があると考えています。</p>
<p>民間業者における駐輪場ができるように、国土交通省として呼びかけをすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、本改正により、適切に駐車器具を設けられるよう周知していきます。</p>
<p>自転車、二輪自動車供用の駐車場の整備をすべき。</p>	<p>自転車、二輪自動車共用の駐車場の整備も可能となります。実際にこれが整備されるかについては、地域の実情等を踏まえ、占用主体が適切に判断していくこととなります。</p>
<p>省庁間の連絡を密にとり、道路上の駐輪場整備に取り組んでいくべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、関係省庁との調整をとり、利用者にとって最適な駐車場の整備を図っていくよう取り組んでいきます。</p>
<p>二輪自動車の車種区分に応じた駐車方法としていくべき。</p>	<p>車種区分に応じた駐車区分とするかについては、地域の実情等を踏まえ、占用主体が適切に判断していくこととなります。</p>